

議案第127号

さいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例

(さいたま市教職員定数条例の一部改正)

第1条 さいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において「教職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、学校栄養職員及び事務職員（さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）別表第3の規定の適用を受ける者に限る。）をいう。	(定義) 第2条 この条例において「教職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、学校栄養職員及び事務職員（さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）別表第3の規定の適用を受ける者に限る。）をいう。

(さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「教職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、学校栄養職員及び事務職員（さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）別表第3の規定の適用を受ける者に限る。以下同じ。）をいう。</p> <p>3 [略]</p> <p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された教職員（次条第1項において「<u>定年前再任用短時間勤務教職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、委員会が定める。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、委員会は、育児短時間勤務教職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務教職員</u>及び任期付短時間勤務教職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務教職員等</u>」という。）については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 委員会は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「教職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、学校栄養職員及び事務職員（さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）別表第3の規定の適用を受ける者に限る。以下同じ。）をいう。</p> <p>3 [略]</p> <p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次条第1項において「<u>再任用短時間勤務教職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、委員会が定める。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、委員会は、育児短時間勤務教職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務教職員</u>及び任期付短時間勤務教職員（以下「<u>再任用短時間勤務教職員等</u>」という。）については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 委員会は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り</p>

振るものとする。ただし、育児短時間勤務教職員等については1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務教職員等については1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 [略]

2 委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、教育委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務教職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務教職員等にあつては8日以上（週休日））を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務する学校の特殊の必要（育児短時間勤務教職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務教職員等及び定年前再任用短時間勤務教職員等にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である教職員について、教育委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務教職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第15条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。ただし、地方公務員法第22条の3第1項、育児休業法第6条第1項第2号又は女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項に規定する臨時的任用に係る教職員の年次有給休暇の日数については、当該教職員の任用期間を考慮し、教育委員会規則で定める。

(1) 次号及び第3号に掲げる教職員以外の教職員20日（育児短時間勤務教職員等及び定年前再任用短時間勤務教職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数）

(2)・(3) [略]

2・3 [略]

振るものとする。ただし、育児短時間勤務教職員等については1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務教職員等については1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 [略]

2 委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、教育委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務教職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務教職員等にあつては8日以上（週休日））を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務する学校の特殊の必要（育児短時間勤務教職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務教職員等及び再任用短時間勤務教職員等にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である教職員について、教育委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務教職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第15条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。ただし、地方公務員法第22条の3第1項、育児休業法第6条第1項第2号又は女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項に規定する臨時的任用に係る教職員の年次有給休暇の日数については、当該教職員の任用期間を考慮し、教育委員会規則で定める。

(1) 次号及び第3号に掲げる教職員以外の教職員20日（育児短時間勤務教職員等及び再任用短時間勤務教職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数）

(2)・(3) [略]

2・3 [略]

<p>附 則 1～6 [略]</p> <p>7 [略]</p>	<p>附 則 1～6 [略]</p> <p><u>(さいたま市立幼児教育センター附属幼稚園の教育職員に対するこの条例の適用)</u></p> <p>7 <u>平成30年3月31日までの間、この条例の規定は、さいたま市立幼児教育センター附属幼稚園に勤務する教育職員に適用する。この場合において、第2条第2項及び第8条第1項中「校長」とあるのは「園長」と、同条第2項中「児童又は生徒」とあるのは「幼児」と読み替えるものとする。</u> <u>(教職員給与条例附則第23項の規定により給与が減じられて支給される教育職員に関する読み替え)</u></p> <p>8 <u>教職員給与条例附則第23項の規定により給与が減じられて支給される教育職員に対する第18条第3項(第19条第3項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「第23条」とあるのは、「附則第25項」とする。</u></p> <p>9 [略]</p>
-------------------------------------	--

(さいたま市教職員健康審査会条例の一部改正)

第3条 さいたま市教職員健康審査会条例(平成15年さいたま市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教職員」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常勤の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手、学校栄養職員及び事務職員(さいたま市教職員の給与に関する条例(平成29年さいたま市条例第21号)別表第3の規定の適用を受ける者に限る。)をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教職員」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常勤の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手、学校栄養職員及び事務職員(さいたま市教職員の給与に関する条例(平成29年さいたま市条例第21号)別表第3の規定の適用を受ける者に限る。)をいう。</p>

(さいたま市教職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「教職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、学校栄養職員及び事務職員（別表第3の規定の適用を受ける者に限る。以下同じ。）をいう。</p> <p>3 [略]</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者の号給は、教育委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「教職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、学校栄養職員及び事務職員（別表第3の規定の適用を受ける者に限る。以下同じ。）をいう。</p> <p>3 [略]</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者の号給は、教育委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。<u>ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。以下「育児短時間勤務教職員等」という。）の給料月額にあつてはその者の受ける号給に応じた額に教職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務教職員等の算出率」という。）を、同法第18条第1項の規定により採用された教職員（以下「任期付短時間勤務教職員」という。）の給料月額にあつてはその者の受ける号給に応じた額に教職員勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項</u></p>

4 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、教育委員会規則で定めるところにより決定する。

5 教職員の昇給は、教育委員会規則で定める日に、同日前1年間における当該教職員の勤務成績に応じて行うものとする。

6 [略]

7 第5項の規定により教職員（次項の適用を受ける教職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

8 55歳を超える教職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該教職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

9～11 [略]

12 法第22条の4第1項の規定により採用された教職員（以下「定年前再任用短時間勤務教職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務教職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務教職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務教職員の属する職務の級に応じた額に、教職員勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務教職員の勤務

に規定する勤務時間で除して得た数（以下「任期付短時間勤務教職員の算出率」という。）を乗じて得た額とする。

4 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、教育委員会規則の定めるところにより決定する。ただし、育児短時間勤務教職員等の給料月額にあつてはその者の受ける号給に応じた額に育児短時間勤務教職員等の算出率を、任期付短時間勤務教職員の給料月額にあつてはその者の受ける号給に応じた額に任期付短時間勤務教職員の算出率を乗じて得た額とする。

5 教職員の昇給は、教育委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

6 [略]

7 第5項の規定により教職員（次項の適用を受ける教職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務教職員等の給料月額にあつてはその者の受ける号給に応じた額に育児短時間勤務教職員等の算出率を、任期付短時間勤務教職員の給料月額にあつてはその者の受ける号給に応じた額に任期付短時間勤務教職員の算出率を乗じて得た額とする。

8 55歳を超える教職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務教職員等の給料月額にあつてはその者の受ける号給に応じた額に育児短時間勤務教職員等の算出率を、任期付短時間勤務教職員の給料月額にあつては任期付短時間勤務教職員の算出率を乗じて得た額とする。

9～11 [略]

12 法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員（以下「再任用教職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用教職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とし、育児短時間勤務教職員等の給料月額についてはその額に育児短時間勤務教職員等の算出率を乗じて得た額とする。

時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。以下「育児短時間勤務教職員等」という。）の給料月額にあっては前条第2項から第4項まで、第7項及び第8項の規定にかかわらず、これらの規定を適用した場合に得られる給料月額に相当する額に、教職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務教職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務教職員等の算出率」という。）を乗じて得た額とし、同法第18条第1項の規定により採用された教職員（以下「任期付短時間勤務教職員」という。）の給料月額にあっては前条第2項から第4項まで、第7項及び第8項の規定にかかわらず、これらの規定を適用した場合に得られる給料月額に相当する額に、教職員勤務時間条例第3条第4項の規定により定められた当該任期付短時間勤務教職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（教職調整額）

第10条 教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）には、当該教育職員の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 [略]

（通勤手当）

第16条 教職員の通勤手当については、市職員給与条例第15条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「教職員」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等」とあるのは「定年前再任用短時間勤務教職員、育児短時間勤務教職員等又は任期付短時間勤務教職員」と読み替えるものとする。

（時間外勤務手当）

第20条 教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。）の時間外勤務手当については、市職員給与条例第19条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「教職員（学校栄

第6条 再任用教職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務教職員」という。）の給料月額は、前条第12項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、教職員勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（教職調整額）

第10条 教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 [略]

（通勤手当）

第16条 教職員の通勤手当については、市職員給与条例第15条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「教職員」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第2項第2号中「育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務教職員等、任期付短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員」と読み替えるものとする。

（時間外勤務手当）

第20条 教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。）の時間外勤務手当については、市職員給与条例第19条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「教職員（学校栄

養職員及び事務職員に限る。）」と、「第23条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第23条において準用する第23条」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第1項第1号中「次条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第21条において準用する第20条」と、同条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等」とあるのは「定年前再任用短時間勤務教職員、育児短時間勤務教職員等又は任期付短時間勤務教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。）」と、同条第3項中「勤務時間条例第5条」とあるのは「教職員勤務時間条例第6条」と、「勤務時間条例第3条第2項又は第4条」とあるのは「教職員勤務時間条例第4条第2項又は第5条」と、同条第5項中「勤務時間条例第10条の2第1項」とあるのは「教職員勤務時間条例第12条第1項」と読み替えるものとする。

（期末手当）

第25条 教職員の期末手当については、市職員給与条例第27条から第29条までの規定を準用する。この場合において、第27条第1項中「第29条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第29条」と、これらの条中「職員」とあるのは「教職員」と、第27条及び第29条第6項中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、第27条第1項中「次条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第28条」と、「第33条第6項」とあるのは「第29条第7項」と、同条第2項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの」とあるのは「教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級又は4級であるもの」と、同条第2項中「第30条第2項において「特定管理職員」とあるのは「第26条において「特定管理教育職員」と、同条第3項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務教職員」と、同条第4項及び第5項中「育児短時間勤務職員等」とあるのは「育児短時間勤務教職員等」と、「算出率」とあるのは「育児短時間勤務教職員等の算出率」と、第28条本文中「前条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第27条」と、同条第4号中「次条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第29条」と

養職員及び事務職員に限る。）」と、「第23条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第23条において準用する第23条」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第1項第1号中「次条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第21条において準用する第20条」と、同条第2項中「育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務教職員等、任期付短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。）」と、同条第3項中「勤務時間条例第5条」とあるのは「教職員勤務時間条例第6条」と、「勤務時間条例第3条第2項又は第4条」とあるのは「教職員勤務時間条例第4条第2項又は第5条」と、同条第5項中「勤務時間条例第10条の2第1項」とあるのは「教職員勤務時間条例第12条第1項」と読み替えるものとする。

（期末手当）

第25条 教職員の期末手当については、市職員給与条例第27条から第29条までの規定を準用する。この場合において、第27条第1項中「第29条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第29条」と、同項及び同条第4項中「附則第32項第3号」とあるのは「附則第23項第3号」と、これらの条中「職員」とあるのは「教職員」と、第27条及び第29条第6項中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、第27条第1項中「次条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第28条」と、「第33条第6項」とあるのは「第29条第7項」と、同条第2項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの」とあるのは「教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級又は4級であるもの」と、同条第2項中「第30条及び附則第35項において「特定管理職員」とあるのは「第26条及び附則第26項において「特定管理教育職員」と、同条第3項中「再任用職員」とあるのは「再任用教職員」と、同条第4項及び第5項中「育児短時間勤務職員等」とあるのは「育児短時間勤務教職員等」と、「算出率」とあるのは「育児短時間勤務教職員等の算出率」と、第28条本文中「前条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第27条」と、同条第4号中「次条」とあるのは



読み替えるものとする。

(勤勉手当)

第26条 教職員の勤勉手当については、市職員給与条例第30条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「教職員」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務教職員」と、「特定管理職員」とあるのは「特定管理教育職員」と、同条第3項中「育児短時間勤務職員等」とあるのは「育児短時間勤務教職員等」と、「算出率」とあるのは「育児短時間勤務教職員等の算出率」と、同条第4項中「第27条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第27条」と、同項及び同条第5項中「第30条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第26条において準用する第30条」と、同条第5項中「第28条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第28条」と、「次条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第29条」と読み替えるものとする。

(義務教育等教員特別手当)

第27条 [略]

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務教職員にあっては、職務の級)の別に応じて、教育委員会規則で定める。
- 3 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、教育委員会規則で定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4 [略]

(定年前再任用短時間勤務教職員等についての適用除外)

第28条 定年前再任用短時間勤務教職員には、第5条第3項から第11項まで(第6項を除く。)、第13条、第14条第4項及び第15条の規定は適用しない。

2 [略]

「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第29条」と読み替えるものとする。

(勤勉手当)

第26条 教職員の勤勉手当については、市職員給与条例第30条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「附則第32項第4号」とあるのは「附則第23項第4号」と、同条中「職員」とあるのは「教職員」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第2項中「再任用職員」とあるのは「再任用教職員」と、「特定管理職員」とあるのは「特定管理教育職員」と、同条第3項中「育児短時間勤務職員等」とあるのは「育児短時間勤務教職員等」と、「算出率」とあるのは「育児短時間勤務教職員等の算出率」と、同条第4項中「第27条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第27条」と、同項及び同条第5項中「第30条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第26条において準用する第30条」と、同条第5項中「第28条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第28条」と、「次条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第29条」と読み替えるものとする。

(義務教育等教員特別手当)

第27条 [略]

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用教職員にあっては、職務の級)の別に応じて、教育委員会規則で定める。
- 3 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、教育委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4 [略]

(再任用教職員等についての適用除外)

第28条 再任用教職員には、第13条及び第15条の規定は適用しない。

2 [略]

附 則

1～22 [略]

附 則

1～22 [略]

(55歳を超える教育職員の給料月額等の特例)

23 平成30年3月31日までの間、教育職員（教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける教育職員（再任用教職員を除く。）のうち、その職務の級が3級又は4級である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定教育職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定教育職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教育職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教育職員となった場合にあっては、特定教育職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減じる。

- (1) 給料月額 当該特定教育職員の給料月額（当該特定教育職員が附則第19項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により減じられた給料月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定教育職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定教育職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額（当該特定教育職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第25項及び第26項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定教育職員の給料月額から当該特定教育職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第25項において「給料月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域手当 当該特定教育職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定教育職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第25条において準用する市職員給与条例第27条第5項の規定の適用を受ける教育職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定教育職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する

割合を乗じて得た額に、当該特定教育職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定教育職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第5項の規定の適用を受ける教育職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定教育職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教育職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定教育職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第26条において準用する市職員給与条例第30条第4項において準用する市職員給与条例第27条第5項の規定の適用を受ける教育職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第26項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定教育職員に支給される勤勉手当に係る第26条において準用する市職員給与条例第30条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定教育職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第4項において準用する市職員給与条例第27条第5項の規定の適用を受ける教育職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第26項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定教育職員に支給される勤勉手当に係る第26条において準用する市職員給与条例第30条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(5) 第29条第1項から第4項まで、第6項又は第7項の規定により支給される給与 当該特定教育職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第29条第1項 前各号に定める額

イ 第29条第2項又は第3項 第1号から第

3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第29条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定教育職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第29条第6項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定教育職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第29条第7項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

(6) 附則第9項から附則第11項までの規定により支給される給料 当該特定教育職員の附則第9項から附則第11項までの規定により支給される給料に100分の1.5を乗じて得た額

24 前項に規定するもののほか、特定教育職員以外の者が月の初日以外の日特定教育職員となった場合における同項の減じる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

25 附則第23項の規定により給与が減じられて支給される教育職員についての第19条において準用する市職員給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第23条において準用する市職員給与条例第23条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

26 附則第23項の規定が適用される間、第26条において準用する市職員給与条例第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教職員のうち附則第23項の規定により給与が減じられて支給される教育職員の勤勉手当減額対象額に100分の1.425（特定管理教育職員にあつては、100分の1.725）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の95（特定管理教育職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

23 [略]

(特定日以後の教職員の給料月額等の特例)

27 [略]

24 当分の間、教職員の給料月額、当該教職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第26項において「特定日」という。）以後、当該教職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該教職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該教職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。ただし、育児短時間勤務教職員等については、当該額に育児短時間勤務教職員等の算出率を乗じて得た額とする。

25 前項の規定は、次に掲げる教職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される教職員その他の法律により任期を定めて任用される教職員及び非常勤職員
- (2) さいたま市職員の定年等に関する条例（平成13年さいたま市条例第25号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める教職員
- (3) さいたま市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している教職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた教職員を除く。）

26 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた教職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第28項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員のうち、特定日に附則第24項の規定により当該教職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該教職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教職員（教育委員会規則で定める教職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第24項の規定により当該教職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

27 前項の規定による給料の額と当該給料を支給

される教職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該教職員の受ける給料月額」とする。

28 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（附則第24項の規定の適用を受ける教職員に限り、附則第26項に規定する教職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、当分の間、当該教職員の受ける給料月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

29 附則第26項又は前項の規定による給料を支給される教職員以外の附則第24項の規定の適用を受ける教職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、当分の間、当該教職員の受ける給料月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

30 附則第24項の適用を受ける教育職員（第10条第1項に規定する教育職員に限る。次項において同じ。）の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、附則第24項の規定により算出された額とする。

31 前項の規定にかかわらず、附則第26項、附則第28項又は第29項の規定による給料を支給される教育職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料との合計額とする。

32 附則第24項から前項までに定めるもののほか、附則第24項の規定による給料月額、附則第26項の規定による給料その他附則第24項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

## 教育職給料表

## ア 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員		円	円	円	円	円
	1	160,000	204,000	264,100	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	266,600	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	268,900	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	271,200	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	273,700	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	276,100	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	278,300	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	280,500	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	282,600	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	284,900	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	287,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	289,400	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	291,800	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	293,800	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	295,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	297,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	299,800	363,500	445,300
	18	192,700	235,200	302,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	304,700	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	307,400	369,200	450,700
	21	200,200	243,200	309,600	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	312,000	372,700	454,000
	23	203,600	248,600	314,200	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	316,800	376,400	457,600
	25	206,800	253,800	319,400	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	321,700	379,500	460,900
	27	210,000	258,700	323,900	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	326,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	328,200	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	329,900	386,900	466,800
	31	216,500	268,200	332,000	388,800	468,100
	32	218,200	270,400	334,000	390,800	469,400
	33	219,600	272,500	335,800	392,500	470,600
	34	221,400	274,700	337,900	394,200	471,300
	35	223,200	276,900	340,000	395,800	472,000
	36	225,000	278,800	342,000	397,600	472,700
	37	226,500	281,100	344,100	398,800	473,300
	38	228,300	283,000	346,200	400,300	474,000
	39	230,100	284,900	348,400	401,700	474,700
	40	231,900	286,900	350,500	403,100	475,400
	41	233,600	288,600	352,400	404,800	476,000
	42	235,300	290,900	354,500	406,200	476,700
	43	236,900	293,200	356,400	407,500	477,400
44	238,500	295,700	358,500	409,000	478,100	

45	239,900	297,700	360,300	410,600	478,700
46	241,200	300,100	362,300	411,900	479,400
47	242,500	302,300	364,200	413,400	480,100
48	243,700	304,900	366,200	415,000	480,800
49	245,100	307,200	367,800	416,700	481,400
50	246,600	309,600	369,600	418,100	482,100
51	247,800	311,900	371,500	419,700	482,800
52	249,300	314,100	373,500	421,200	483,500
53	250,400	316,300	375,300	422,900	484,100
54	251,600	318,300	377,100	424,400	484,800
55	253,000	320,300	378,900	426,000	485,500
56	254,000	322,300	380,600	427,600	486,200
57	255,300	324,200	382,100	429,100	486,800
58	256,300	326,300	383,700	430,600	487,500
59	257,400	328,400	385,400	431,800	488,200
60	258,600	330,400	387,100	433,000	488,900
61	259,900	332,500	388,300	434,200	489,500
62	260,900	334,600	389,700	435,500	
63	262,300	336,800	391,100	436,800	
64	263,400	339,000	392,400	438,000	
65	264,700	340,700	393,800	439,200	
66	266,100	342,900	395,000	440,400	
67	267,500	344,900	396,400	441,600	
68	269,100	347,100	397,800	442,800	
69	270,500	348,900	399,100	444,000	
70	271,800	350,800	400,400	445,200	
71	273,100	352,800	401,800	446,400	
72	274,400	354,800	403,100	447,600	
73	275,500	356,400	404,400	448,700	
74	276,700	358,300	405,800	449,300	
75	278,000	360,100	407,200	449,800	
76	279,000	362,000	408,500	450,300	
77	280,200	363,800	409,700	450,800	
78	281,400	365,500	410,900	451,400	
79	282,600	367,200	412,200	451,900	
80	283,800	368,800	413,600	452,400	
81	284,900	370,300	414,900	452,900	
82	286,100	371,800	416,100	453,500	
83	287,300	373,300	417,100	454,000	
84	288,500	374,700	418,300	454,500	
85	289,500	375,800	419,500	455,000	
86	290,600	377,200	420,700	455,600	
87	291,600	378,600	421,900	456,100	
88	292,800	379,900	422,900	456,600	
89	293,900	381,200	424,000	457,100	
90	295,000	382,500	425,000	457,700	
91	296,200	383,700	426,000	458,200	
92	297,400	385,000	427,000	458,700	
93	297,900	386,300	427,900	459,200	
94	298,900	387,400	428,700	459,800	
95	300,000	388,700	429,500	460,300	



96	301,200	389,900	430,300	460,800
97	302,200	391,300	431,100	461,300
98	303,300	392,300	431,500	461,900
99	304,300	393,400	431,900	462,400
100	305,400	394,400	432,300	462,900
101	306,300	395,300	432,700	463,400
102	307,400	396,300	433,000	
103	308,500	397,400	433,300	
104	309,500	398,500	433,600	
105	310,100	399,200	433,900	
106	311,000	400,100	434,200	
107	311,800	401,000	434,500	
108	312,600	401,900	434,700	
109	313,500	402,700	434,900	
110	313,900	403,600	435,200	
111	314,300	404,400	435,500	
112	314,800	405,200	435,700	
113	315,400	405,800	435,900	
114	315,800	406,500	436,200	
115	316,300	407,200	436,500	
116	316,800	407,900	436,700	
117	317,400	408,500	436,900	
118	317,900	409,000		
119	318,300	409,400		
120	318,800	409,800		
121	319,300	410,200		
122	319,700	410,500		
123	320,200	410,800		
124	320,700	411,000		
125	321,300	411,200		
126	321,600	411,500		
127	321,900	411,800		
128	322,200	412,000		
129	322,400	412,200		
130	322,700	412,500		
131	323,000	412,800		
132	323,300	413,000		
133	323,500	413,200		
134	323,700	413,500		
135	323,900	413,800		
136	324,200	414,000		
137	324,500	414,200		
138	324,700	414,500		
139	325,000	414,800		
140	325,300	415,000		
141	325,500	415,200		
142	325,700	415,500		
143	326,000	415,800		
144	326,200	416,000		
145	326,500	416,200		

	146	326,700	416,500			
	147	327,000	416,800			
	148	327,300	417,000			
	149	327,500	417,200			
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考

- 1 この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

## イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員	1	円 160,000	円 175,800	円 264,100	円 293,000	円 406,700
	2	161,500	177,900	266,600	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	268,900	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	271,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	273,700	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	276,100	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	278,300	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	280,500	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	282,600	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	284,900	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	287,300	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	289,400	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	291,800	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	293,800	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	295,700	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	297,700	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	299,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	302,200	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	304,700	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	307,400	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	309,600	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	312,000	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	314,200	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	316,800	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	319,400	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	321,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	323,900	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	326,000	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	328,200	354,900	443,800
	30	214,700	235,200	329,900	356,700	444,600
	31	216,400	237,900	332,000	358,400	445,400
	32	218,100	240,600	334,000	360,300	446,300
	33	219,400	243,200	335,800	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	337,900	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	340,000	364,800	448,200
	36	224,500	251,300	342,000	366,600	448,700
	37	225,900	253,800	344,000	368,500	449,200
	38	227,600	256,200	345,900	370,000	449,700
	39	229,300	258,700	347,900	371,300	450,200
	40	231,000	261,000	349,800	372,900	450,700
	41	232,600	263,600	351,300	374,000	451,200
	42	234,300	266,000	353,100	375,400	451,700
	43	235,900	268,200	354,700	376,800	452,200
	44	237,500	270,400	356,400	378,300	452,700
	45	239,200	272,500	358,200	379,700	453,200
	46	240,700	274,700	359,900	381,300	453,700
	47	242,000	276,900	361,200	382,900	454,200

48	243,400	278,800	362,800	384,400	454,700
49	244,600	281,100	364,000	385,800	455,200
50	246,000	283,000	365,500	387,300	455,700
51	247,400	284,900	367,100	388,800	456,200
52	248,600	286,900	368,700	390,200	456,700
53	249,700	288,600	370,100	391,400	457,200
54	251,100	290,900	371,600	392,700	
55	252,300	293,200	373,100	393,800	
56	253,300	295,700	374,600	394,900	
57	254,500	297,700	376,100	396,300	
58	255,700	300,100	377,500	397,500	
59	256,800	302,300	378,900	398,700	
60	258,000	304,900	380,200	400,000	
61	259,400	307,200	381,100	401,200	
62	260,200	309,600	382,300	402,200	
63	261,400	311,900	383,500	403,600	
64	262,300	314,100	384,600	404,900	
65	263,300	316,300	385,500	406,100	
66	264,700	318,300	386,700	407,200	
67	265,800	320,300	387,700	408,400	
68	267,100	322,300	388,800	409,500	
69	268,700	324,200	390,000	410,500	
70	270,200	326,300	391,000	411,700	
71	271,500	328,400	392,100	412,900	
72	272,900	330,400	393,300	414,100	
73	273,900	332,500	394,300	414,700	
74	274,900	334,600	395,400	415,500	
75	276,100	336,800	396,500	416,200	
76	277,100	339,000	397,600	416,700	
77	278,300	340,700	398,500	417,000	
78	279,400	342,600	399,400	417,400	
79	280,600	344,300	400,400	417,800	
80	281,800	346,100	401,400	418,200	
81	283,000	347,900	402,200	418,500	
82	283,900	349,700	403,000	418,900	
83	285,100	351,100	403,700	419,300	
84	286,300	352,900	404,500	419,600	
85	287,200	354,100	405,200	419,900	
86	288,100	355,700	406,000	420,300	
87	288,800	357,200	406,700	420,700	
88	289,800	358,700	407,400	421,000	
89	290,800	360,000	408,000	421,300	
90	291,700	361,300	408,700	421,600	
91	292,600	362,700	409,200	421,900	
92	293,400	364,100	409,900	422,100	
93	293,700	365,600	410,300	422,300	
94	294,400	366,900	410,700	422,600	
95	295,100	368,200	411,000	422,900	
96	295,900	369,400	411,300	423,100	
97	296,700	370,400	411,600	423,300	

98	297,500	371,400	411,900	423,600
99	298,300	372,400	412,200	423,900
100	299,000	373,400	412,400	424,100
101	299,900	374,300	412,600	424,300
102	300,400	375,300	412,900	424,600
103	300,900	376,300	413,200	424,900
104	301,400	377,300	413,400	425,100
105	301,600	378,100	413,600	425,300
106	302,000	379,000	413,900	425,600
107	302,300	379,900	414,200	425,900
108	302,500	380,900	414,400	426,100
109	302,700	381,700	414,600	426,300
110	302,900	382,700	414,900	426,600
111	303,200	383,700	415,200	426,900
112	303,500	384,700	415,400	427,100
113	303,700	385,300	415,600	427,300
114	303,900	386,200	415,900	427,600
115	304,100	387,100	416,200	427,900
116	304,400	388,000	416,400	428,100
117	304,700	388,800	416,600	428,300
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		
133		398,900		
134		399,200		
135		399,500		
136		399,800		
137		400,100		
138		400,400		
139		400,700		
140		401,000		
141		401,300		
142		401,600		
143		401,900		
144		402,200		
145		402,400		
146		402,700		
147		403,000		
148		403,200		

	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
	158		405,700			
	159		406,000			
	160		406,200			
	161		406,400			
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第4条関係)

## 学校栄養職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員		円	円	円
	1	154,700	180,000	278,600
	2	156,400	181,600	280,700
	3	158,000	183,200	282,700
	4	159,600	184,800	284,800
	5	161,200	186,300	286,800
	6	162,800	187,800	288,900
	7	164,400	189,300	291,000
	8	166,000	190,800	293,100
	9	167,500	192,300	295,100
	10	169,100	193,900	297,200
	11	170,600	195,500	299,300
	12	172,200	197,100	301,400
	13	173,800	198,700	303,400
	14	175,400	200,700	305,500
	15	176,900	202,600	307,500
	16	178,500	204,600	309,600
	17	180,000	206,500	311,600
	18	181,600	208,500	313,700
	19	183,100	210,400	315,700
	20	184,700	212,400	317,800
	21	186,200	214,300	319,800
	22	187,800	216,200	321,800
	23	189,400	218,000	323,700
	24	191,000	219,900	325,700
	25	192,500	221,700	327,600
	26	194,100	223,600	329,500
	27	195,700	225,400	331,400
	28	197,300	227,300	333,300
	29	198,900	229,100	335,200
	30	200,500	230,900	337,100
	31	202,100	232,600	338,900
	32	203,700	234,400	340,700
	33	205,300	236,100	342,500
	34	207,000	238,000	344,300
	35	208,600	239,800	346,100
	36	210,300	241,600	347,900
	37	211,900	243,400	349,700
	38	213,600	245,200	351,300
	39	215,200	247,000	352,900
	40	216,900	248,800	354,500
	41	218,500	250,600	356,100
	42	220,200	252,200	357,600
	43	221,900	253,800	359,000
	44	223,600	255,400	360,500
45	225,200	257,000	361,900	

46	227,000	258,700	363,200
47	228,800	260,300	364,500
48	230,600	262,000	365,800
49	232,400	263,600	367,000
50	234,100	265,200	368,300
51	235,800	266,700	369,500
52	237,500	268,300	370,800
53	239,200	269,800	372,000
54	240,900	271,400	373,100
55	242,500	273,000	374,100
56	244,200	274,600	375,100
57	245,800	276,200	376,100
58	247,400	278,000	377,100
59	248,900	279,700	378,000
60	250,400	281,400	379,000
61	251,600	283,100	379,900
62	253,100	284,800	380,800
63	254,500	286,400	381,600
64	255,900	288,100	382,500
65	257,300	289,700	383,300
66	258,700	291,400	384,100
67	260,000	293,100	384,900
68	261,300	294,800	385,700
69	262,600	296,500	386,400
70	264,000	298,200	387,100
71	265,300	299,900	387,800
72	266,600	301,600	388,500
73	267,900	303,300	389,200
74	269,200	305,000	390,000
75	270,400	306,700	390,700
76	271,700	308,400	391,400
77	272,900	310,000	392,100
78	274,200	311,500	392,800
79	275,500	313,000	393,500
80	276,800	314,500	394,200
81	278,000	315,900	394,900
82	279,100	317,400	395,600
83	280,200	318,900	396,200
84	281,300	320,400	396,900
85	282,400	321,900	397,500
86	283,500	323,100	398,200
87	284,600	324,200	398,800
88	285,700	325,400	399,500
89	286,700	326,500	400,100
90	287,500	327,600	400,800
91	288,300	328,700	401,400
92	289,100	329,800	402,000
93	289,900	330,800	402,600
94	290,600	331,800	403,300
95	291,200	332,700	403,900
96	291,800	333,700	404,500



	97	292,400	334,600	405,100
	98		335,300	405,800
	99		335,900	406,400
	100		336,500	407,000
	101		337,100	407,600
	102		337,800	408,200
	103		338,500	408,700
	104		339,200	409,300
	105		339,800	409,800
	106		340,500	
	107		341,100	
	108		341,800	
	109		342,400	
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 214,200	円 246,700	円 266,800

備考 この表は、小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第3 (第4条関係)

## 学校事務職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員		円	円	円	円
	1	141,900	232,300	268,800	304,900
	2	143,100	234,100	270,900	307,000
	3	144,200	235,800	272,900	309,000
	4	145,300	237,600	275,000	311,100
	5	146,400	239,300	277,000	313,100
	6	147,700	241,000	279,000	315,100
	7	149,000	242,700	281,000	317,100
	8	150,300	244,400	283,000	319,100
	9	151,600	246,000	284,900	321,100
	10	153,400	247,700	286,900	323,100
	11	155,100	249,400	288,800	325,100
	12	156,900	251,100	290,800	327,100
	13	158,600	252,800	292,700	329,000
	14	160,400	254,500	294,700	331,000
	15	162,100	256,200	296,600	332,900
	16	163,900	257,900	298,600	334,800
	17	165,700	259,600	300,500	336,700
	18	167,500	261,300	302,500	338,600
	19	169,300	263,000	304,400	340,500
	20	171,100	264,700	306,400	342,400
	21	172,800	266,400	308,300	344,200
	22	174,600	268,100	310,300	346,100
	23	176,400	269,800	312,200	347,900
	24	178,200	271,500	314,100	349,800
	25	179,900	273,200	316,000	351,600
	26	181,700	274,900	318,000	353,400
	27	183,500	276,600	319,900	355,200
	28	185,300	278,300	321,800	357,000
	29	187,100	280,000	323,700	358,800
	30	188,900	281,700	325,600	360,600
	31	190,700	283,400	327,500	362,300
	32	192,500	285,100	329,400	364,100
	33	194,300	286,800	331,300	365,800
	34	196,200	288,500	333,200	367,500
	35	198,000	290,200	335,000	369,200
	36	199,800	291,900	336,900	370,900
	37	201,600	293,500	338,700	372,500
	38	203,500	295,200	340,600	374,100
	39	205,300	296,900	342,400	375,700
	40	207,200	298,600	344,300	377,300
	41	209,000	300,200	346,100	378,800
	42	210,900	301,800	347,700	380,400
	43	212,800	303,300	349,200	381,900
	44	214,700	304,900	350,700	383,500
45	216,600	306,400	352,200	385,000	

46	218,600	307,900	353,800	386,300
47	220,500	309,400	355,300	387,600
48	222,400	310,900	356,800	388,900
49	224,300	312,300	358,300	390,200
50	226,300	313,700	359,700	391,400
51	228,200	315,100	361,000	392,600
52	230,200	316,500	362,400	393,800
53	232,100	317,800	363,700	394,900
54	234,000	319,200	364,900	395,700
55	235,900	320,500	366,100	396,500
56	237,800	321,900	367,300	397,300
57	239,700	323,200	368,500	398,000
58	241,700	324,600	369,600	398,700
59	243,500	325,900	370,600	399,400
60	245,300	327,300	371,700	400,100
61	246,800	328,600	372,700	400,800
62	248,600	329,600	373,700	401,500
63	250,400	330,600	374,600	402,100
64	252,200	331,600	375,600	402,800
65	254,000	332,500	376,500	403,400
66	255,800	333,400	377,400	404,000
67	257,500	334,200	378,300	404,600
68	259,200	335,100	379,200	405,200
69	260,900	335,900	380,000	405,800
70	262,500	336,700	380,800	406,200
71	264,100	337,500	381,600	406,500
72	265,700	338,300	382,400	406,900
73	267,300	339,100	383,200	407,200
74	268,500	339,900	384,000	407,600
75	269,600	340,700	384,700	407,900
76	270,800	341,500	385,500	408,300
77	271,900	342,200	386,200	408,600
78	272,900	343,000	386,900	409,000
79	273,900	343,800	387,500	409,300
80	274,900	344,600	388,100	409,700
81	275,800	345,300	388,700	410,000
82	276,600	345,900	389,300	410,400
83	277,400	346,400	389,900	410,700
84	278,200	346,900	390,500	411,000
85	279,000	347,400	391,000	411,300
86	279,500	347,900	391,500	411,600
87	279,900	348,400	392,000	411,900
88	280,300	348,900	392,500	412,200
89	280,700	349,400	393,000	412,500
90		349,900	393,500	
91		350,400	394,000	
92		350,900	394,500	
93		351,400	394,900	
94		351,900	395,400	
95		352,400	395,800	
96		352,900	396,200	

	97		353,300	396,600	
	98		353,800	397,000	
	99		354,200	397,400	
	100		354,700	397,800	
	101		355,100	398,200	
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		214,000	242,100	265,000	288,100

備考 この表は、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校に勤務する事務職員に適用する。

(さいたま市教職員退職手当条例の一部改正)

第5条 さいたま市教職員退職手当条例（平成29年さいたま市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号。以下「教職員給与条例」という。）の適用を受ける教職員（教職員給与条例の適用を受けた後、引き続いてさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号。以下「市職員給与条例」という。）の適用を受けることとなった者を含む。）のうち、常時勤務に服することを要する者（以下「教職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 教職員以外の者で、教職員給与条例の適用を受けるもののうち、次の各号に掲げるものは、教職員とみなして、この条例（第7条中1年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第8条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外のもののうち、教職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。以下「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（さいたま市の休日<u>を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）</u>第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算</p>	<p style="text-align: center;">(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号。以下「教職員給与条例」という。）の適用を受ける教職員（教職員給与条例の適用を受けた後、引き続いてさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の適用を受けることとなった者を含む。）のうち、常時勤務に服することを要する者（<u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。</u>以下「教職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 教職員以外の者で、教職員給与条例の適用を受けるもののうち、次の各号に掲げるものは、教職員とみなして、この条例（第7条中1年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第8条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外のもののうち、教職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの</p>

入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「教職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(法第28条の6第1項の規定により退職した者(法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくはこれに準じる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって委員会が市長の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって委員会が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。  
(1)~(3) [略]

2 [略]

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生じることにより退職した者であって委員会が市長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(法第28条の6第1項の規定により退職した者(法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準じる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって委員会が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。  
(1)~(4) [略]

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることな

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(法第28条の2第1項の規定により退職した者(法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準じる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって委員会が市長の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって委員会が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。  
(1)~(3) [略]

2 [略]

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生じることにより退職した者であって委員会が市長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(法第28条の2第1項の規定により退職した者(法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準じる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって委員会が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。  
(1)~(4) [略]

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることな

く退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第10条 第8条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって委員会が市長の承認を得たものを除く。）のうち、定年に達した日以後における最初の3月31日から1年前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]

（退職手当の調整額）

第16条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第9条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、教職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、教職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職及びさいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年さいたま市条例第20号）第3条第1項の規定による休職を除く。）、法第29条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による大学

く退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第10条 第8条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって委員会が市長の承認を得たものを除く。）のうち、定年に達した日以後における最初の3月31日から1年前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]

（退職手当の調整額）

第16条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第9条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、教職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、教職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職及びさいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年さいたま市条例第20号）第3条第1項の規定による休職を除く。）、法第29条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による大学

院修学休業その他これらに準じる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第18条第4項において「休職月等」という。）のうち委員会が定めるものを除く。）ごとに、当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる教職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(9) [略]

2～5 [略]

（勤続期間の計算）

第18条 [略]

2～6 [略]

7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、法第28条の6第1項の規定による退職（法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来による退職を含む。）、非違によらない勸奨による退職、死亡による退職又は公務上の傷病による退職に係る6月以上の端数及び在職期間が6月以上1年未満（第6条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第7条第1項又は第8条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の退職に係る端数は、これを1年とする。

8・9 [略]

（勤続期間の計算の特例）

第19条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(1) 第2条第2項第2号に規定する者 その者の勤務日数が教職員みなし日数以上ある月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 第2条第2項第2号に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、勤務日数が教職員みなし日数以上ある月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて教職員となり、通算して12月を超える期間勤務

院修学休業その他これらに準じる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち委員会が定めるものを除く。）ごとに、当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる教職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(9) [略]

2～5 [略]

（勤続期間の計算）

第18条 [略]

2～6 [略]

7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、法第28条の2第1項の規定による退職（法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来による退職を含む。）、非違によらない勸奨による退職、死亡による退職又は公務上の傷病による退職に係る6月以上の端数及び在職期間が6月以上1年未満（第6条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第7条第1項又は第8条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の退職に係る端数は、これを1年とする。

8・9 [略]

（勤続期間の計算の特例）

第19条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(1) 第2条第2項第2号に規定する者 その者の教職員について定められている勤務時間以上勤務した日数が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 第2条第2項第2号に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、教職員について定められている勤務時間以上勤務した日数が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて教職員となり、



したものの その教職員となる前の引き続いて勤務した期間

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第28条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第26条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) [略]

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務教職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務教職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 [略]

(退職をした者の退職手当の返納)

第29条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第26条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第24条においてその例によることとされるさいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号。以下「市職員退職手当条例」という。）第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条第1項及び第31条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出さ

通算して12月を超える期間勤務したものの その教職員となる前の引き続いて勤務した期間

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第28条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第26条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) [略]

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用教職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用教職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 [略]

(退職をした者の退職手当の返納)

第29条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第26条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第24条においてその例によることとされるさいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号。以下「市職員退職手当条例」という。）第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条第1項及び第31条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により

れる金額（次条第1項及び第31条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

- (1) [略]
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務教職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務教職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 [略]

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第31条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第29条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業者手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第29条第5項又は前条第3項において準用するさいたま市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第29条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けるこ

算出される金額（次条第1項及び第31条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

- (1) [略]
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用教職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用教職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 [略]

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第31条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第29条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業者手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第29条第5項又は前条第3項において準用するさいたま市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第29条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けるこ

となく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第27条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第29条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第29条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務教職員に

となく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第27条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第29条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第29条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用教職員に対する免職処分を

対する免職処分を受けた場合において、第29条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務教職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

6～8 [略]

#### 附 則

1～4 [略]

（教職員とみなす者の特例）

5 施行日前に県学校職員給与条例又は廃止前の市教育職員給与等条例の適用を受けていた者で引き続き施行日前又は施行日において市職員給与条例の適用を受けることとなったもの（施行日の前日までに退職した者で、施行日以後県退職手当条例の規定又は市職員退職手当条例の規定による退職手当を支給されるものを除く。）は、第2条第1項に規定する教職員とみなす。

6 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者が、勤務日数が教職員みなし日数以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、この条例の適用については、当分の間、その者を同項第2号に掲げる者とみなす。この場合において、その者に対する一般の退職手当の額は、第5条から第10条まで及び第13条から第17条までの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する額とする。

7・8 [略]

9 施行日以後にこの条例の適用を受けることとなった者（附則第4項の規定の適用を受ける教職員を除く。）で、昭和62年3月31日に日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）の職員として在職したものが、引き続き日本国有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であって同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第

を受けた場合において、第29条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用教職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

6～8 [略]

#### 附 則

1～4 [略]

（教職員とみなす者の特例）

5 施行日前に県学校職員給与条例又は廃止前の市教育職員給与等条例の適用を受けていた者で引き続き施行日前又は施行日においてさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の適用を受けることとなったもの（施行日の前日までに退職した者で、施行日以後県退職手当条例の規定又は市職員退職手当条例の規定による退職手当を支給されるものを除く。）は、第2条第1項に規定する教職員とみなす。

6 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者が、教職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、この条例の適用については、当分の間、その者を同項第2号に掲げる者とみなす。この場合において、その者に対する一般の退職手当の額は、第5条から第10条まで及び第13条から第17条までの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する額とする。

7・8 [略]

9 施行日以後にこの条例の適用を受けることとなった者（附則第4項の規定の適用を受ける教職員を除く。）で、昭和62年3月31日に日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）の職員として在職したものが、引き続き日本国有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であって同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第

2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続いて教職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間を教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

10 施行日以後にこの条例の適用を受けることとなった者（附則第4項の規定の適用を受ける教職員を除く。）で、平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「旧事業団」という。）の職員として在職したもの（同法附則第13条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道建設公団（以下この項において「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて教職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

11・12 [略]

（退職手当の基本額の特例）

13 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第6条から第10条まで及び附則第23項から第30項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第17条中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第13項」とする。

14 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第9条及び附則第26項の規定により計算

2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続いて教職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間を教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

10 施行日以後にこの条例の適用を受けることとなった者（附則第4項の規定の適用を受ける教職員を除く。）で、平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「旧事業団」という。）の職員として在職したもの（同法附則第25条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道建設公団（以下この項において「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて教職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

11・12 [略]

（退職手当の基本額の特例）

13 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第6条から第10条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第17条中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第13項」とする。

14 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第9条の規定により計算した額に前項に定

した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

15 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第8条又は附則第24項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第13項の規定の例により計算して得られる額とする。

16～22 [略]

(定年の引上げに伴う退職手当の基本額の特例等)

23 当分の間、第7条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条」とあるのは、「第8条又は附則第23項」とする。

24 当分の間、第8条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条」とあるのは、「第8条又は附則第24項」とする。

25 前2項の規定は、次に掲げる教職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 医療施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師

(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる教職員に類する教職員として委員会が定める教職員

26 教職員給与条例附則第24項及び市職員給与条例附則第32項の規定による教職員の給料月額改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

27 当分の間、第8条第1項に規定する者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて委員会が市長の承認を得たものに対する第10条及び第15条の規定の適用については、第10条本文中「定年に達した日」とあるのは「定年(附則第25項各号に掲げる教職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる教職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる教職員にあつては委員会の定める年齢とする。)に達した日」と、第10条の表第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第15条の表第13条の項、第1

める割合を乗じて得た額とする。

15 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第8条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第13項の規定の例により計算して得られる額とする。

16～22 [略]

4条第1号の項及び第14条第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第25項各号に掲げる教職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる教職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる教職員にあつては委員会の定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

28 当分の間、第8条第1項に規定する者（法第28条の6第1項の規定により退職した者（法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）及びこれに準じる他の法令の規定により退職した者並びに法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）に対する第10条の規定の適用については、同条本文中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第25項各号に掲げる教職員以外の者	60歳
附則第25項第1号に掲げる教職員	65歳
附則第25項第2号に掲げる教職員	委員会の定める年齢

29 当分の間、第8条第1項に規定する者のうち職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職又は過員を生じることにより退職した者であつて委員会が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて前項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第10条及び第15条の規定の適用については、第10条の表第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第15条の表第13条の項、第14条第1号の項及び第14条第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第28項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

30 当分の間、第8条第1項に規定する者のうち職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職又は過員を生じることにより退職した者であつて委員会が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて附則第

28項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第10条及び第15条の規定の適用については、第10条の表第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第15条の表第13条の項、第14条第1号の項及び第14条第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

31 当分の間、附則第28項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職（第18条第7項ただし書に規定する退職を除く。）した場合における当該者に対する同項の規定の適用については、同項ただし書中「法第28条の6第1項の規定による退職（法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来による退職を含む。）、非違によらない勸奨による退職、死亡による退職又は公務上の傷病による退職に係る6月以上の端数及び在職期間が6月以上1年未満（第6条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第7条第1項又は第8条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、1年未満）の退職に係る端数」とあるのは、「その者の非違によらない退職に係る6月以上の端数」とする。ただし、定年の定めのない職を退職した者については、この限りでない。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条中附則第9項及び第10項の改正並びに附則第12項の規定は公布の日から、第5条中第2条第2項第2号及び第19条並びに附則第6項の改正並びに附則第11項の規定は令和5年1月1日から施行する。

（さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務教職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員（以下「暫定再任用教職員



」という。)で、改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。  
)は、第2条の規定による改正後のさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(さいたま市教職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第4条の規定による改正後のさいたま市教職員の給与に関する条例(以下「改正後の教職員給与条例」という。)附則第24項から第32項までの規定は、改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している教職員には適用しない。
- 4 暫定再任用教職員(暫定再任用短時間勤務教職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用教職員が改正後の教職員給与条例第5条第12項に規定する定年前再任用短時間勤務教職員(以下「定年前再任用短時間勤務教職員」という。)であるものとした場合に適用される改正後の教職員給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務教職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、改正後の教職員給与条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用教職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 5 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用教職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用教職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務教職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務教職員が定年前再任用短時間勤務教職員であるものとした場合に適用される改正後の教職員給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務教職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、改正後の教職員給与条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務教職員の属する職務の級に応じた額に、改正後のさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務教職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で

除して得た数を乗じて得た額とする。

- 7 暫定再任用短時間勤務教職員は、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、改正後の教職員給与条例第16条及び第20条の規定を適用する。
- 8 暫定再任用教職員は、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、改正後の教職員給与条例第25条、第27条第2項及び第28条の規定を適用する。
- 9 改正後の教職員給与条例第26条において準用するさいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年さいたま市条例第 号）第10条による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）第30条第1項の職員に暫定再任用教職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務教職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員（次号において「暫定再任用教職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務教職員及び暫定再任用教職員」とする。

（さいたま市教職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

- 10 暫定再任用教職員に対する第5条の規定による改正後のさいたま市教職員退職手当条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「教職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員を除く。以下「教職員」という。）」とする。
- 11 第5条の規定による改正後のさいたま市教職員退職手当条例第2条第2項第2号及び第19条並びに附則第6項の規定は、令和5年1月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の市教育委員会への委任）

- 12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市教育委員会が別に定める。